

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の保護等に関する法律施
行規則の一部を改正する省令案要綱等**

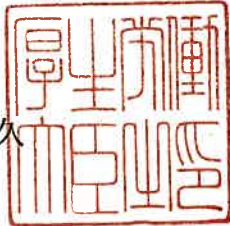
厚生労働省発職 0917 第 1 号

令和 2 年 9 月 17 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」、別紙 2「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙 3「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示案要綱」及び別紙 4「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

派遣元事業主が派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し説明しなければならない事項として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十条の二第一項の規定による教育訓練及び同条第二項の規定による援助の内容を追加すること。

第二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができるものとして、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十一条第三項の規定による書面の記載を追加すること。

第三 施行期日

この省令は、令和三年一月一日から施行すること。

資料No.3-1別紙 1

資料No.3-1別紙 3

資料No.3-1別紙 1

資料No.3-1別紙 3

資料No.3-1別紙 3

資料No.3-1別紙 2

資料No.3-1別紙 2

資料No.3-1別紙 4